

**第3**

**国内の子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化  
国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し**

**背景**

- 国内の子の引渡しの強制執行: 現行法において明文なく、動産に関する規定を類推適用  
⇒ 裁判の実効性を確保しつつ、子の利益に配慮する等の観点から、規律を明確化する必要あり
- 国際的な子の返還の強制執行: 国内と同様の観点から規律を整備する必要あり  
※ ハーグ条約上、利用可能な手続のうち最も迅速な手続を用いるとの規定あり
- 国内の子の引渡しの強制執行は年間100件程度(国際的な子の返還の代替執行は年間1、2件程度)

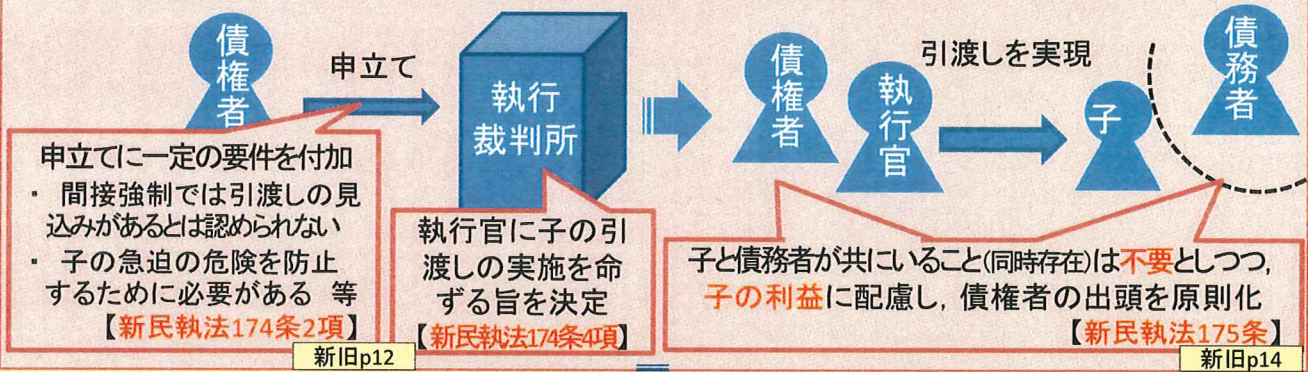
**現行制度の課題と見直しの方向**

**第3-1**

**国内の子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化  
【民事執行法の改正】**

**【新制度の概要】**

- ★ 執行裁判所が執行機関となり、執行官に子の引渡しの実施を命ずる旨を決定
- ★ 執行官が執行場所に赴き、債務者による子の監護を解いて債権者に引渡し

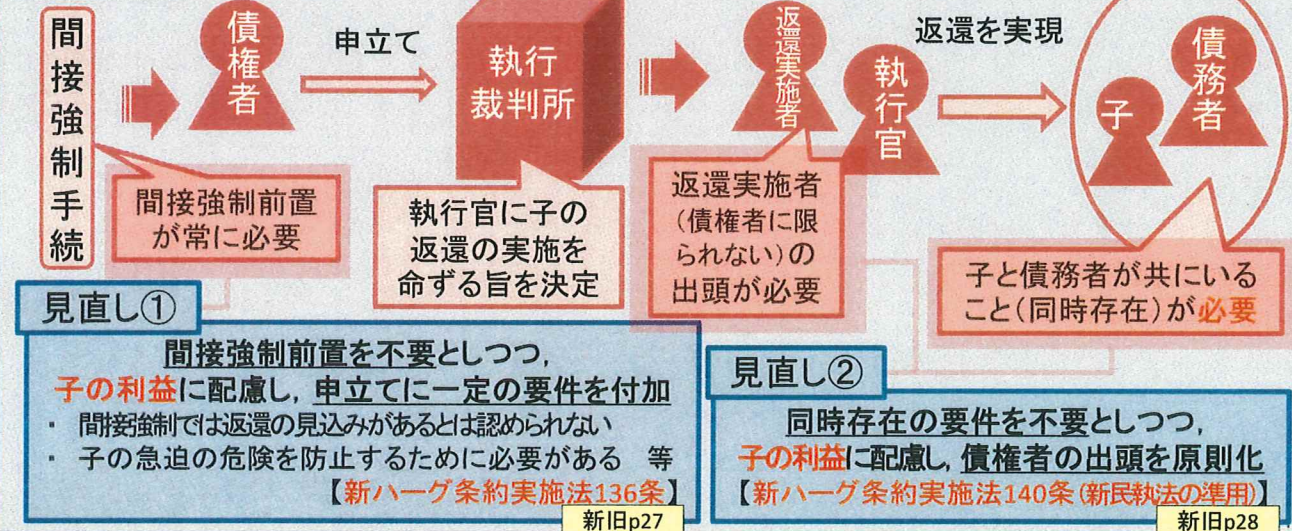


ハーグ条約実施法にも 同様の規律を採用

**第3-2**

**国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し  
【ハーグ条約実施法の改正】**

**【現行制度】**



(※)間接強制: 執行裁判所が、債務者に対して金銭の支払を命ずることによって、心理的な強制を与え、債務者に履行を強いる強制執行の方法